

アレルギー物質を含む食品の検査結果(その2)

平成13年4月、食物アレルギーのある人の健康危害を未然に防止する観点から、アレルギー物質(特定原材料)を含む食品に表示が義務付けられました。現在、アレルギーの発症数及び重篤度を踏まえ、卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かきの7品目が特定原材料として指定されており、横浜市でもこれら7品目の検査を実施しています。

今回は、平成27年1月と2月に各区福祉保健センターが市内小学校の給食施設から収去した特定原材料除去食について、卵と乳の検査を行いました。これらの検査結果を報告します。

1 卵の検査

卵除去給食42検体について卵の検査を行いました。ELISA法によるスクリーニング試験の結果、卵はすべて陰性(10ppm未満)でした(表1)。

表1 卵の検査結果

検体名	スクリーニング試験		確認試験	
	検体数	陽性数	検体数	陽性数
親子丼の具、親子煮	10	0	0	0
コーンスープ	9	0	0	0
おでん	8	0	0	0
卵スープ	5	0	0	0
卵とじ丼の具	5	0	0	0
五目焼きそば	3	0	0	0
豆腐の中華煮	2	0	0	0
合計	42	0	0	0

2 乳の検査

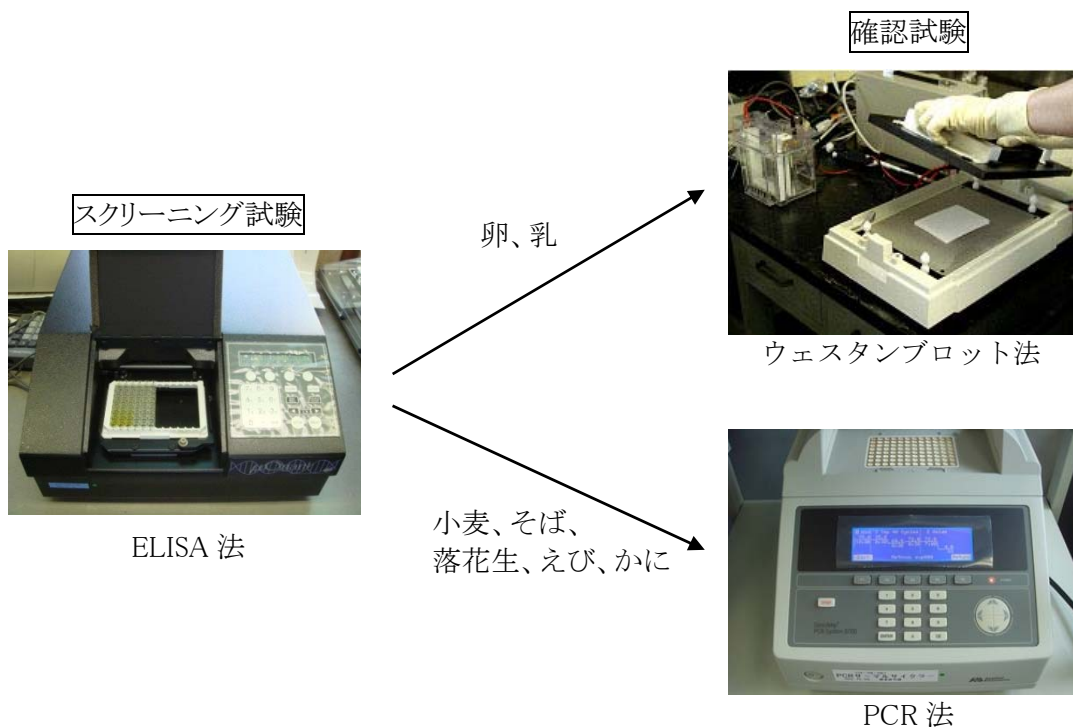
乳除去給食24検体について乳の検査を行いました。ELISA法によるスクリーニング試験の結果、マカロニのクリーム煮2検体が陽性(10ppm以上)となり、ウェスタンブロット法による確認試験でも陽性となりました。その他の22検体は、スクリーニング試験ですべて陰性(10ppm未満)でした(表2)。現在、陽性となった2検体について、収去を行った福祉保健センターが原因を調査中です。

表2 乳の検査結果

検体名	スクリーニング試験		確認試験	
	検体数	陽性数	検体数	陽性数
米粉シチュー	8	0	0	0
マカロニのクリーム煮	7	2	2	2
ホワイトシチュー	5	0	0	0
ビーンズシチュー	2	0	0	0
スパゲティナポリタン	2	0	0	0
合計	24	2	2	2

※ 検査法について

アレルギー物質を含む食品の検査は、まずELISA法によるスクリーニング試験を行います。ELISA法とは、抗原抗体反応を利用して食品中に含まれる特定のタンパク質(アレルゲン)を検出する方法です。しかし、食品の加工度合いや使用原材料によって、偽陽性となる場合があります。そのため、スクリーニング試験で陽性となった場合は確認試験を行います。確認試験にはウェスタンブロット法とPCR法の2種類があります。卵、乳については、電気泳動によりタンパク質を分子量で分離して抗原抗体反応を行うウェスタンブロット法を、また、小麦、そば、落花生、えび、かには、特異的なDNA領域を増幅して検出するPCR法を用いて確認しています。



【 検査研究課 食品添加物担当 】